

塩尻市奨学金返還支援事業補助金 Q&A

1 補助対象に関すること

-1 起業・創業の場合は本事業の対象となりますか？

A 対象外です。本事業は中小企業等の人材不足解消を目的としております。

-2 医療法人や社会医療法人への就職は対象になりますか？

A 対象外です。

-3 国立大学法人への就職や公務員は対象になりますか？

A 公務員は対象外です。また、国立大学法人の職員も、公務員に準じることから本事業では同様に対象外とさせていただいています。

-4 信用金庫への就職は対象になりますか？

A 対象外です。金融機関は、協同組織の非営利法人であるため、資本金や従業員数が中小企業の規模要件を満たしていたとしても、中小企業基本法上の「中小企業者」には含まれません。

-5 市外に住んでいますが、住民票上の住所は塩尻市です。対象になりますか？

A 対象外です。本事業は、塩尻市への定住および地域産業の担い手となる人材の確保・定住促進を目的としています。そのため、形式上(住民票上)の住所が市内であっても、実態として市内に居住していない場合は対象外となります。

なお、申請にあたっては、塩尻市に居住実態があることの確認のため、必要に応じて確認書類(公共料金の領収書や賃貸借契約書の写し等)の提出を別途求める場合があります。

-6 パート、アルバイトで働いている場合は対象となりますか？

A 対象外です。正規雇用であることが条件となります。

-7 就職した時点では29歳でしたが、申請時は30歳です。申請は可能ですか？

A 勤務を開始するときにおいて30歳未満であれば対象です。

2 奨学金に関すること

-1 返還した奨学金の額に利息等は含まれますか？

A 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与の場合、元本以外に含まれる利息等も返還額に含まれます。

3 交付申請に関すること

-1 4月に就職し、10月から返還を開始します。交付申請はいつまでにすればよいですか？

A 支払いを開始する前でも申請は可能ですので、お早めをお願いします。

-2 「完納証明書」とはどのような書類ですか？

A 市税の滞納がないことの証明書です。塩尻市役所債権管理課及び各支所にて発行しております。塩尻市に住所を有していれば発行可能です。発行方法はこちらよりご確認ください。<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/3/3223.html>

-3 「在職証明書」は自分で記入してもいいですか？

A 勤務先に依頼して記入をしてもらってください。社印の押印も必要です。

-4 申請後の手続きの流れを教えてください。

A 審査の後、交付決定通知書を送付します。翌年3月の返済完了後、実績報告書を記載の上、添付書類と合わせて提出をお願いします。額の確定後、お支払いとなります。

-5 一度申請すれば5年間補助が受けられますか？

A 可能ですが、申請、実績報告は年度ごとに必要となります。

4 実績報告に関すること

-1 フォームで入力を求められる「債権者コード」とはなんですか？

A 市からの支払いについて、支払先（債権者）を管理システム上で個別に特定するために割り振る登録番号のことです。債権者コードは、電話等でのお問合せでもお伝えすることはできますが、交付決定通知書に同封されておりますので、紛失等しないよう保管をお願いします。

5 その他

-1 転職した場合も引き続き対象になりますか？

A 以下の要件を全て満たしている場合、引続き対象になります。

(1) 転職理由が就業先都合による解雇やその他やむを得ない事情によるものである

(2) 転職先が本補助金の条件を満たしている

(3) 転職するまでの空白期間が6ヶ月以内である

-2 交付申請、実績報告は郵送での提出でも良いですか？

A 原則、ながの電子申請のフォームより提出をお願いします。

-3 申請すれば必ず補助がもらえますか？

A 審査において、追加の書類提出を求める場合があります。また、予算に達し次第、補助受付を締め切ります。予めご了承ください。

-4 口座の残高不足等により奨学金の返還ができない月があった場合、年度内の補助額はどのようになりますか？

A 実績報告時に、翌月以降の合算した金額の引き落としが確認できれば、月ごとに支払いができたと見なします。ただし、当年度内に引き落としができなかった場合（3月の返還ができず、年度をまたいで4月に引き落とされた場合など）は、同年度内の補助はできません。この場合は、担当課までご相談ください。